

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………一
……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件)……………一
……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………六
……(産業労働局農林水産部森林課)……六
- 都道の区域変更……………六
……(建設局道路管理部路政課)……六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………九
……(生活文化局都民生活部管理法人課)……九
- 土地区画整理組合の理事の就任(二件)……………九
……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……九
- 開発行為に関する工事完了……………一〇
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一〇
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……一〇
- 争議行為の予告……………一〇
……(産業労働局雇用就業部労働環境課)……一〇
- 全国自治宝くじの発売……………一〇

雑報

告示

……(全国自治宝くじ事務協議会)……二

●東京都告示第千二百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 蔵緑地

三 事業施行期間 平成二十八年七月七日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地の取用の部分 世田谷区大蔵四丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千二百二十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

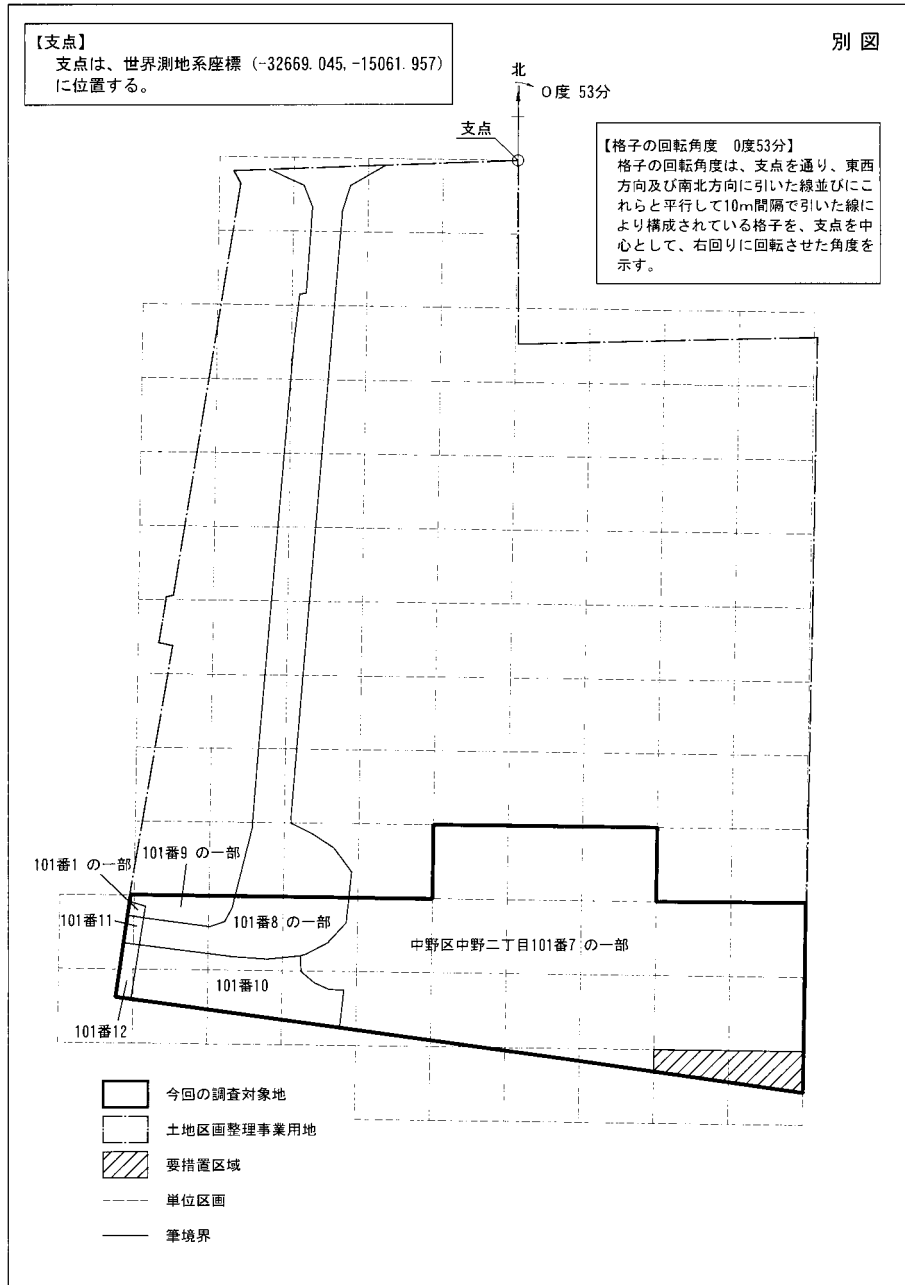
一 要措置区域 別図のとおり(中野区中野二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定



●東京都告示第千二百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

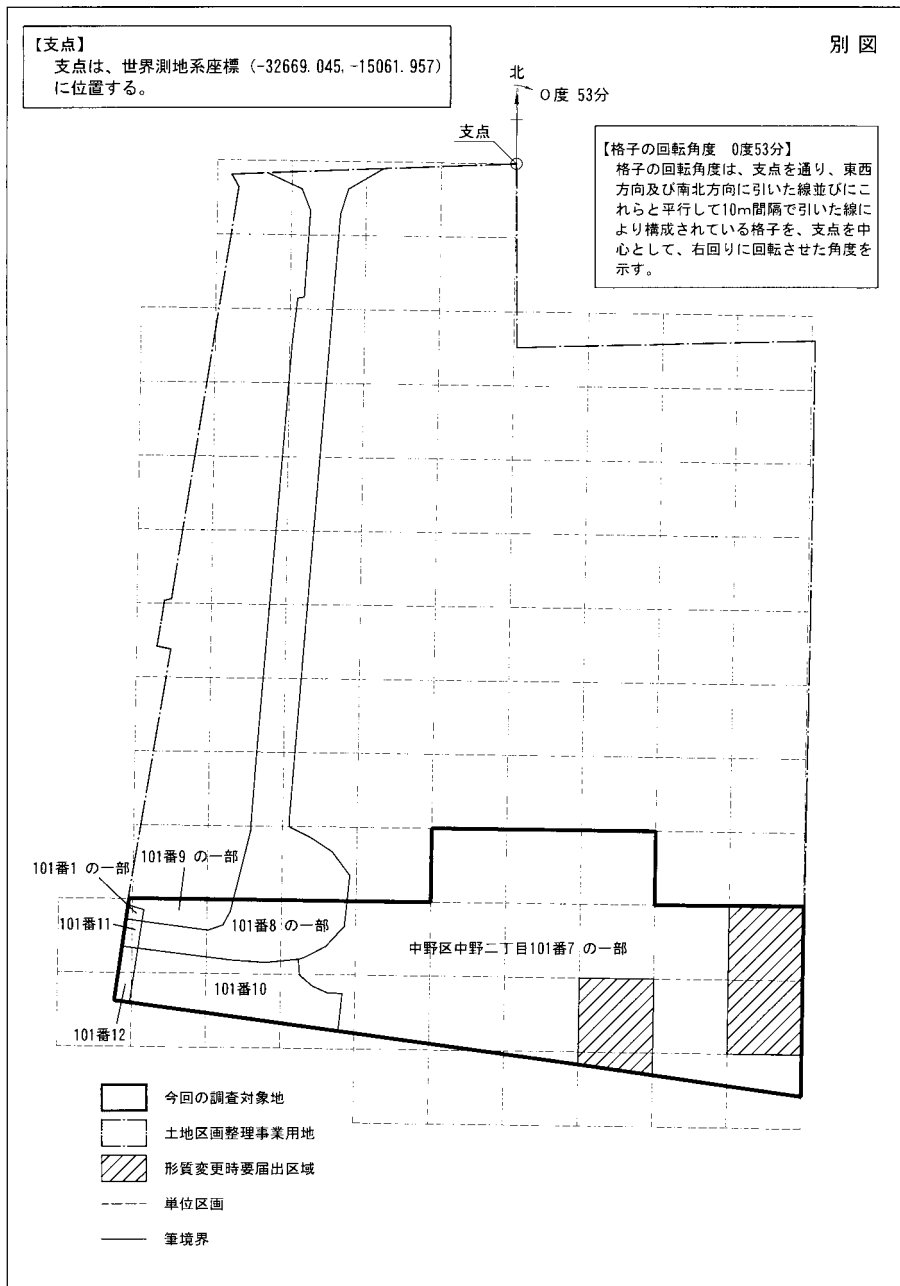
平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中野区中野二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千二百二十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

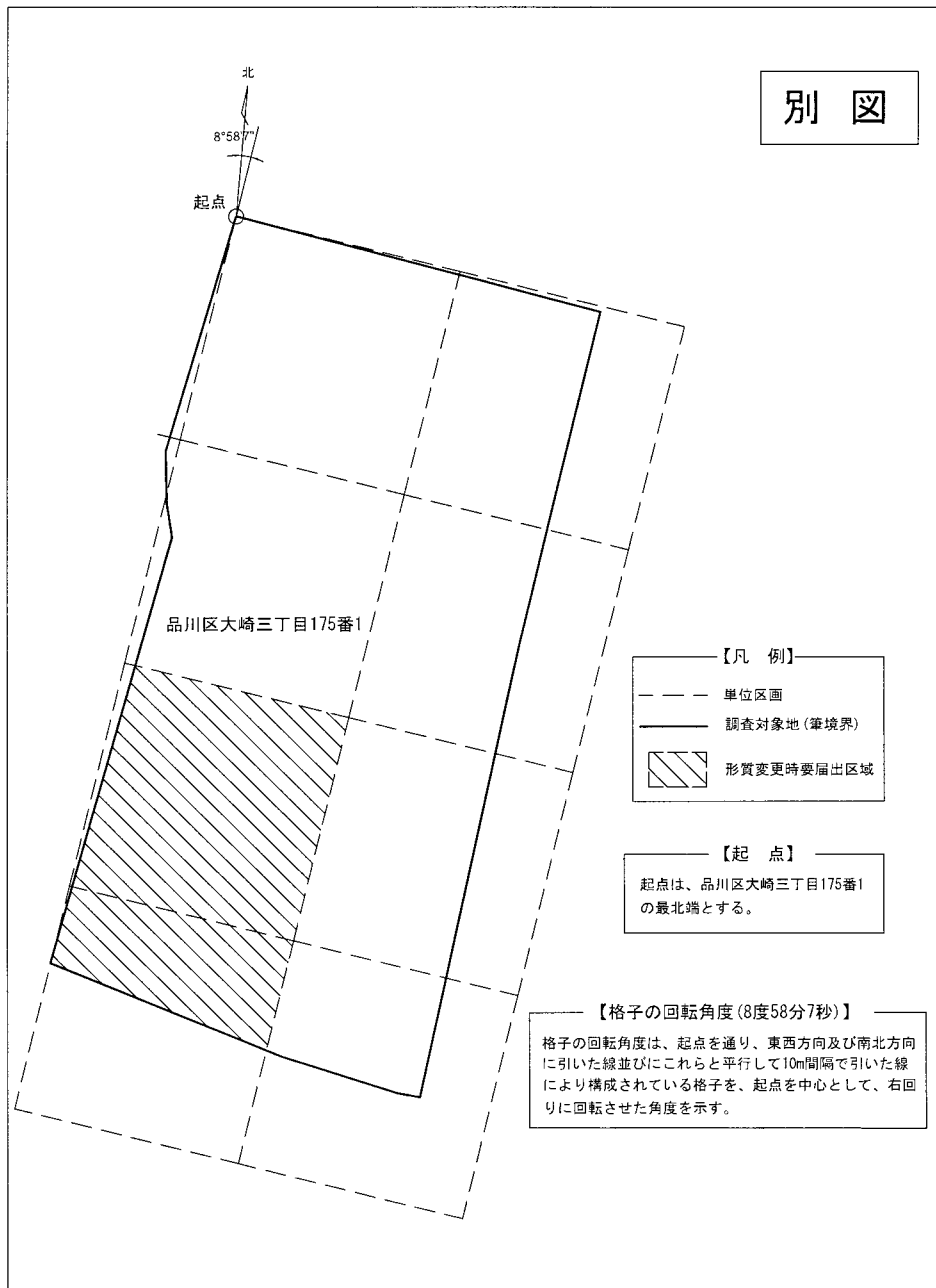
平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区大崎三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン



●東京都告示第千二百二十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月七日

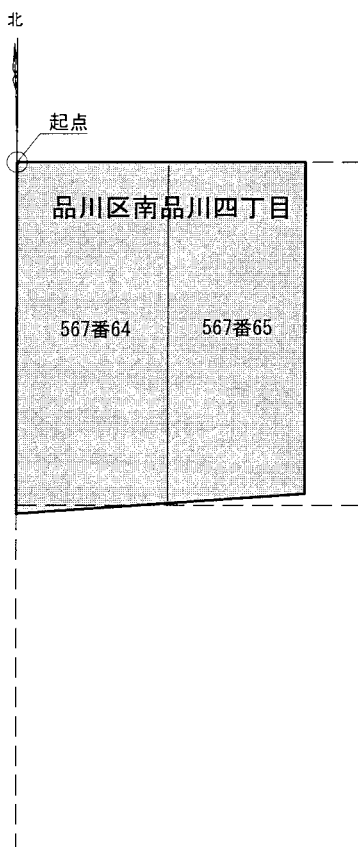
東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区南品川四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

別図



凡例

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線
- 筆境界線

〈起点〉
 起点は、品川区南品川四丁目567番64の最北端とする。

〈格子の回転角度：1度22分56秒〉
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百二十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

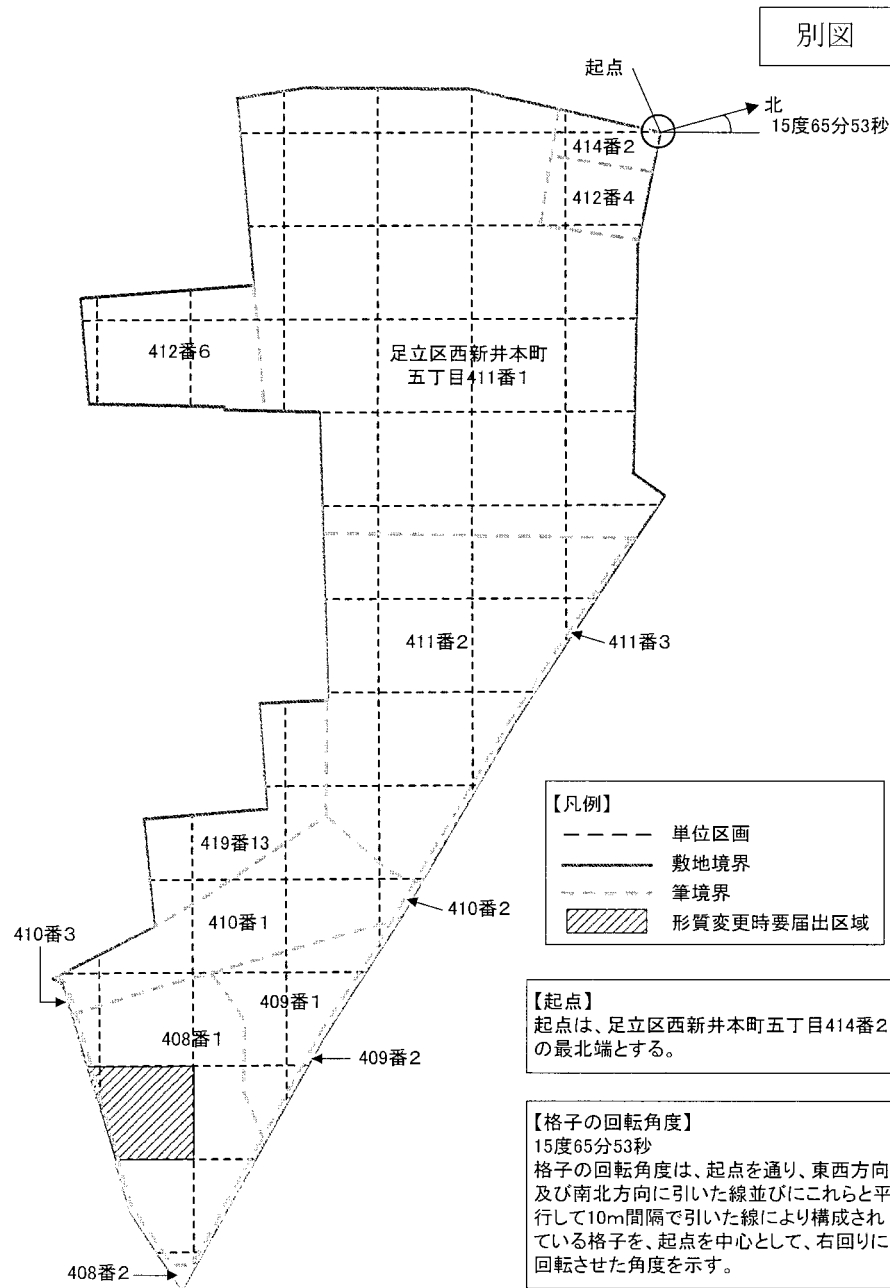
平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区西新井本町五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物



別図

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ⋯ 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、足立区西新井本町五丁目414番2の最北端とする。

【格子の回転角度】
 15度65分53秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 八王子市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十八年七月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一(一) 路線名 立川所沢
- 一(二) 変更の区間 東村山市本町一丁目十番十地先から同市久米川四丁目八番十地先まで
- 一(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
- 二(一) 路線名 所沢府中
- 二(二) 変更の区間 東村山市久米川四丁目八番十地先から同市本町一丁目十番十地先まで
- 二(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり
- 三(一) 路線名 新宿青梅
- 三(二) 変更の区間 東村山市本町一丁目五番二地先から同所十番十地先まで
- 三(三) 変更の概要 別図表示(3)のとおり
- 四(一) 路線名 東村山東久留米
- 四(二) 変更の区間 東村山市本町二丁目二十一番十一地先
- 四(三) 変更の概要 別図表示(4)のとおり

別図

都道立川所沢線
 都道所沢府中線
 都道新宿青梅線
 都道東村山東久留米線
 東村山市本町一丁目〜久米川町四丁目

区域変更略図



(1) 都道立川所沢線
 延長 九四六・一〇メートル
 面積 一七、二一六・〇九平方メートル

(2) 都道所沢府中線
 延長 九八五・一八メートル
 面積 一八、〇三九・四五平方メートル

(2) 都道立川所沢線
 延長 五九・一八メートル
 面積 四五七・四九平方メートル

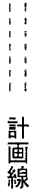
(2) 都道所沢府中線
 延長 三三・一三メートル
 面積 三六五・八七平方メートル

(3) 都道新宿青梅線
 延長 三三・三六メートル
 面積 三九二・二五平方メートル

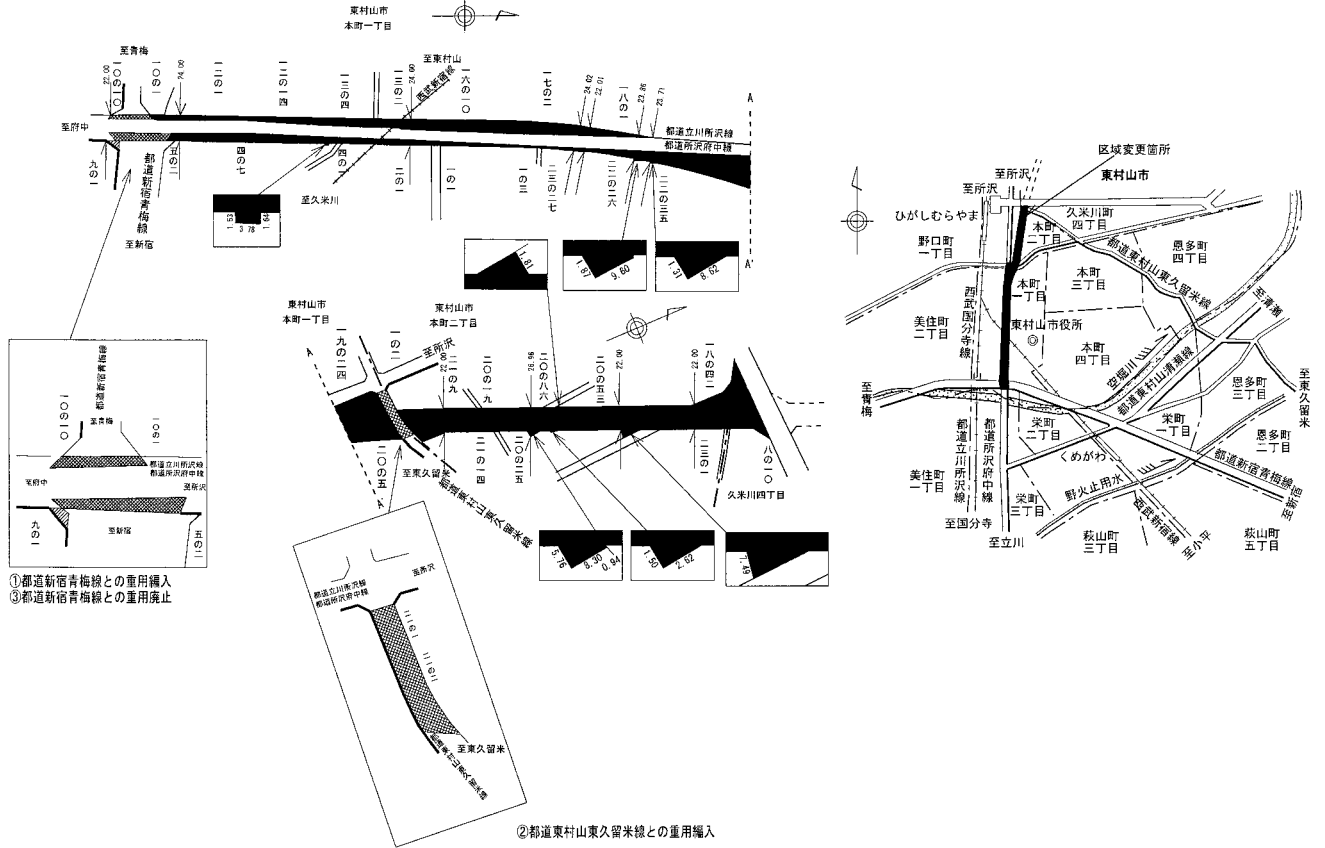
(4) 都道東村山東久留米線
 延長 三一・八二メートル
 面積 一一一・六八平方メートル



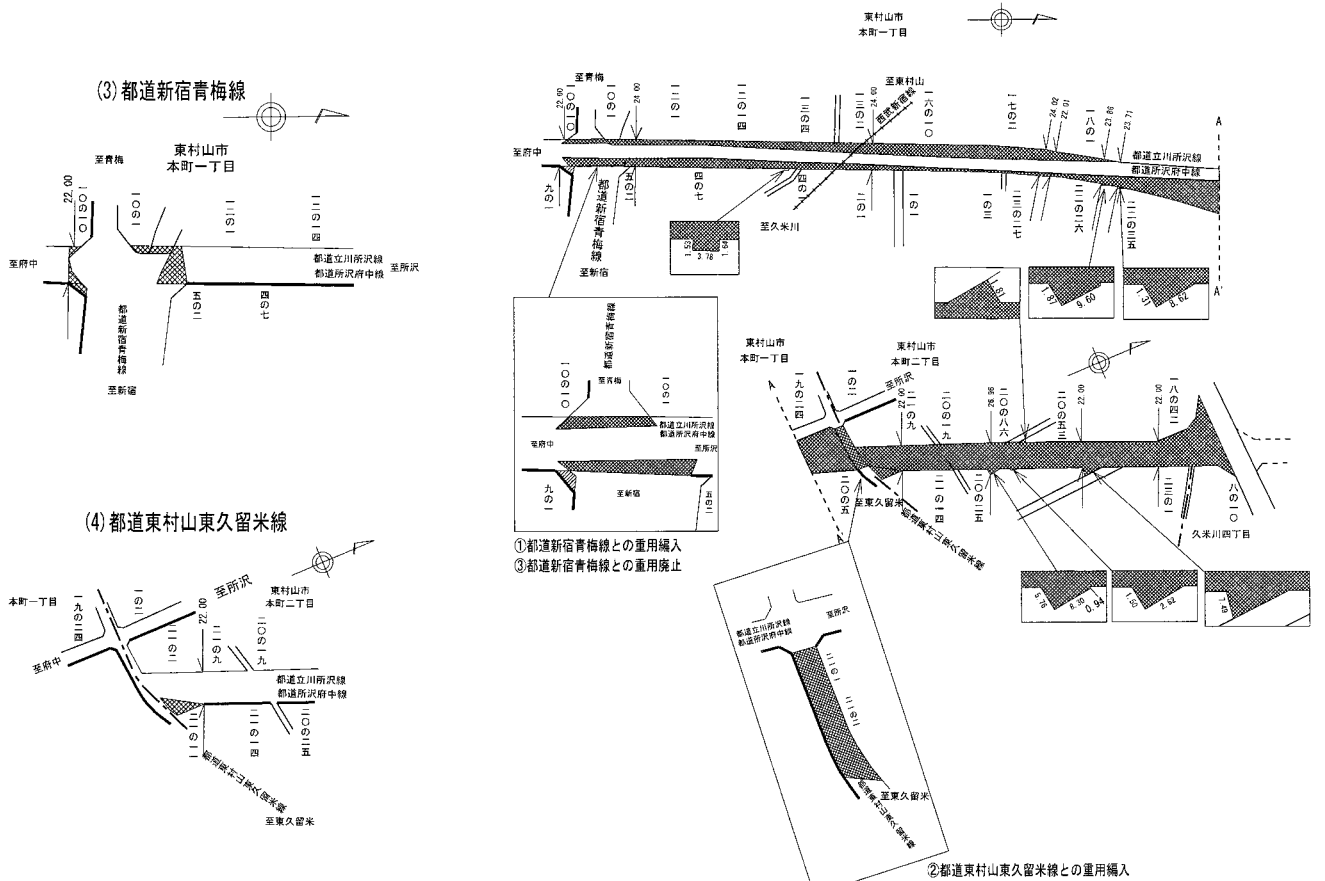
(1) 都道立川所沢線
 (2) 都道所沢府中線
 (3) 都道新宿青梅線との重用廃止
 延長 八・九七メートル
 面積 三六・八八平方メートル



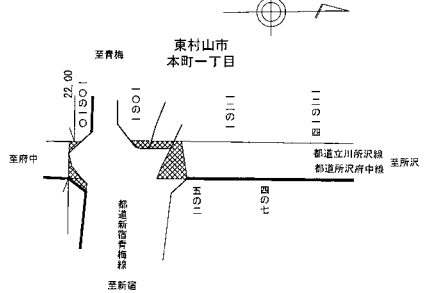
(1) 都道立川所沢線



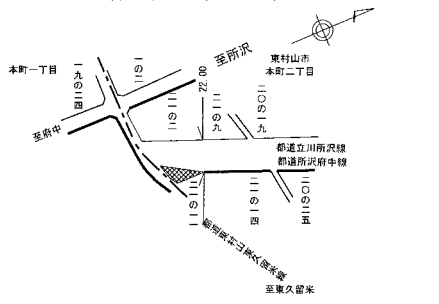
(2) 都道所沢府中線(都道立川所沢線との重用編入)



(3) 都道新宿青梅線



(4) 都道東村山東久留米線



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人小笠原在来生物保護協会
- 三 代表者の氏名
堺 昭治
- 四 主たる事務所の所在地
東京都台東区北上野一丁目十番十四号 株式会社シー・アイ・シー内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日本国内外の大学及び関係機関、関連学会、関連企業と連携し、広く一般市民を対象として、生物多様性の保全・自然環境保守・外来生物の防除等に関する知識等の情報提供により、自然保護の重要性につい

ての理解を促進する。特に、小笠原諸島の在来生物の現状についての情報提供により、この地域における自然保護の重要性についての理解を促進する。

また、自然保護に関する学習意欲を持つ者に、教育・研究機会の提供と支援を行うことにより自然保護活動を推進する。

これらの事業を通じて、人と生物の共生環境の向上を図り、人と生物とが安全に共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ホサナ

三 代表者の氏名

泉田 昭

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区桜台一丁目十二番五号 栖鳳マンション

二階

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業、および共同生活援助事業を行う。地域で生活している精神障害者のための共同作業所「ホサナショップ」、精神障害者が将来、自立して地域で生活するための精神障害者グループホーム「ホサナホーム」・「第二ホサナホーム」、また相互支援を基盤とする地域リハビリテーションションモデルであるクラブハウス「シンプurlライフ」を運営する。施設運営の他、精神障

害者に関する理解と支援に関する啓蒙事業を行うことで精神障害者が地域社会の中で自立した生活が送れる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十条第一項の規定によりあきる野市初雁土地区画整理組合理事長山本藤男から次に掲げる者が平成二十八年六月十三日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

氏 名 住 所

山本 藤男 あきる野市牛沼百二十番地

坂本 保夫 市牛沼十番地

坂本 恵司 市牛沼百四十九番地

坂本 福久 市牛沼百一番地

中村 晋一 市牛沼六十二番地

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十条第一項の規定により南山東部土地区画整理組合理事長森俊勇から次に掲げる者が平成二十八年五月十六日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

氏名 住所

- 森 俊勇 稲城市東長沼千九百八十六番地
- 笹久保 榮 同 市矢野口二千三百九十六番地
- 村山 壯雄 同 市東長沼千七百七番地の四
- 石田 洋一 同 市東長沼千七百二番地の七
- 城所 貞夫 同 市矢野口二千二百七十五番地
- 坂本 光市 同 市矢野口二千四百十番地
- 笹久保 榮 同 市矢野口二千二百一十一番地
- 篠崎 益朗 同 市東長沼五百九十四番地
- 進藤 鋭 同 市東長沼千九百四十番地
- 高橋 昌司 同 市矢野口八百六十五番地
- 長坂 賢克 同 市矢野口千二百番地
- 森 正平 同 市東長沼二千二百二十五番地の六

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年七月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

- 昭島市美堀町一丁目三百五十五番三の一部、同番五十四の十五号 豊島区南池袋一丁目十六番
- 一部、同番六十七、同番六十八、同番七十一、同番二百三 株式会社西武プロパティーズ

十及びつじが丘一丁目三百三十六番四の一部 代表取締役 安藤 博雄
新宿区西新宿一丁目二十六番二号 野村不動産株式会社

国立市大字谷保字天神下六百九十七番六、六百九十九番から七百一番まで及び七百四番 代表取締役 宮嶋 誠一
国立市谷保六千七百七十六番地 佐伯 光貞

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年七月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

- 一 店舗名 東久留米施設
- 二 店舗所在地 東久留米市下里五丁目十二番十二号ほか
- 三 設置者名 東久留米卸売市場協同組合ほか一

名 東久留米市下里五丁目十二番十二号ほか

四 設置者住所

五 変更を行った設置者名 芙蓉総合リース株式会社

六 変更前の設置者の代表者名 佐藤 隆

七 変更後の設置者の代表者名 辻田 泰徳

八 変更日 平成二十八年四月一日

九 届出日 平成二十八年六月二日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間 平成二十八年七月七日から同年十一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

自交総連東京地方連合会東京福祉バス従業員組合執行委員長加藤秀昭から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年六月二十四日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年七月七日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

雑報

- 一 事件
賃金引き上げ等の要求に関する件
- 二 日時
平成二十八年七月八日以降問題解決に至るまでの間
- 三 場所及び所在地
東京福祉バス株式会社練馬営業所 練馬区南大泉五丁目十八番十五号
東京福祉バス株式会社足立第二営業所 足立区入谷四丁目十七番十六号
東京福祉バス株式会社江東営業所 江戸川区臨海町六丁目一番一号
東京福祉バス株式会社世田谷営業所 世田谷区成城三丁目十八番五号
- 四 種類
前項記載の全職場（練馬営業所・足立第二営業所・江東営業所・世田谷営業所、東京福祉バス従業員組合が従事する職場）において、連続的あるいは断続的にあらゆる形での争議行為を単独または併用して実施する。（以上原文のまま掲載）

全国自治宝くじ事務協議会告示第七十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十八年七月七日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長代理 事務局長 岩瀬和春

- 一 名称
受託銀行等の名称及び所在地
- 二 発売の数及び総額
第六百九十九回全国自治宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号 四十万枚 八十億円
（二十億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）
- 三 証券金額
一枚二百円
- 四 証券型式
開封式
- 五 発売期間
平成二十八年八月十七日から同年九月六日まで
- 六 抽せん期日
平成二十八年九月八日
- 七 当せん金支払開始期日
平成二十八年九月十三日
- 八 当せん金の額及び当せんの数
当せん金 当せん本数
- 九 等級
一等 一億二百万円 一本
二等 五千万円 二本
三等 九十九万本
四等 二十万本
五等 十万本
計 百万本
- 備考
一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額二十億円に対するものである。
- 十 注意事項
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二） 証券は、転売できない。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001